

自治基本条例の制定に向けて

9月号の広報なよるとあわせて全戸配付し、お知らせした名寄市自治基本条例（仮称）の素案に対して、9月1日～30日の間に2名の方から5件のご意見と1件の質問をいただきました。
今月号では、いただいたご意見とそれらに対する考え方をお知らせします。

いただいたご意見（要約）と、それらに対する考え方

条例全体に関して…

条例制定には賛意を表しますが、市民がこの条例制定の主旨を理解し、市政に参加する自覚を持たなければ、役に立たない条例となってしまうのではないかと心配する。

【 に対する考え方】

この条例が制定されたからといって、すぐに全ての市民の意識が変わるわけではありませんが、この条例の継続的な周知とあわせて行政としての役割と責務を果たしていくなかで、できるだけ多くの市民がまちづくりに参加することもねらいとしています。

この条例の目的は、市民が主体のまちづくりの実現であり、そのための市民の権利や

みんなであつくり
まちの基本ルール



【 に対する考え方】

市民と市の役割や責務を示しています。しかし、市民が持つ権利を生かし、まちづくりに参加することは、あくまでも市民の意思によるものです。市民の協力がなければ、行政の役割と責務を放棄するものではありません。

第2条関係（「コミュニティの定義」）に関して
町内会は、任意の団体であり、基礎的組織とするのであれば、加入を義務付けする必要はありません。

第33条関係（「コミュニティ支援」）に関して
市民には、「コミュニティへの参加義務を持たせる必要がある」と考え、第2項の次に「第3項町内会への加入は義務とし、住民登録と同時に加入させること」を追加する。

日常的なつながりを持つ地域性を重視し、町内会などの組織や集団を「コミュニティ」と定義しており、まちづくりに関して、市民一人ひとりが持つ権利を生かすとともに役割、責務を果たす重要な場と考えられています。しかし、まちづくりはあくまで市民の意思による参加を基本としており、強制するものではないと考えていることから、任意の団体である町内会への加入を義務付けることは、不相当と考えます。まちづくりにおける町内会の役割は大変重要なものと位置づけておりますので、市民がその意義を認識して、自主的に活動に参加するよう今後も啓発を行ってまいります。

第17条関係（市職員の役割及び責務）に関して
第3項の次に「第4項コミュニティ活動に積極的に参加し、役割を担うものとする」を追加する。

追加する。
【 に対する考え方】
「連携・協力（第8条）」では、市民及び市は、それぞれの役割と責務を分担し、相互理解のもと、連携・協力してまちづくりを進めることを規定しています。なかでも市の機関は、まちづくりの大きな部分を担っていることから、その具体的な業務を担う職員には、常に関係する市民相互の連携が図られるよう職務を遂行するものとしています。
「ご意見にあるコミュニティ活動は、職務を離れての活動を意図しているものと考えますので、市職員の役割・責務として規定することは不相当だと考えます。なお、多くのOBを含めた職員が、町内会活動に関わっているとともに、PTAの役員として、また子どもの健全育成のためのボランティア活動に携わっていると考えますが、今後も地域活動への職員参加を奨励していきます。」
その他の意見
国民年金基金の制度改正を望みます。
【 に対する考え方】
条例とは、直接関係ないご意見と判断しますが、参考とさせていただきます。

疑問 第12条関係（市民の責務）に関して
負担は税だけか、現在も町内会費等二重、三重の負担となっている。（社会福祉協議会や交通安全協会、防犯等々の会費）

【 に対する考え方】
より良いまちづくりを進めるための必要なことについて、市税だけでなく、たとえば安心安全のための活動に携わるといったことも含めて、「相応の負担」と表しています。

自治基本条例（仮称）の内容容については、11月に開催された「まちづくり懇談会」の中でもお知らせし、「ご意見をいただく機会を設け、平成22年度の施行を目指しています。」

問い合わせ 地域振興課
域自治係（市役所名寄庁舎3階）
☎ 01654 2111（内線3313）
✉ ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp
http://www.city.nayoro.lg.jp